

税に関する証明書（所得・課税・控除証明書等）の請求方法

1 市の窓口にお越しいただく場合

次の窓口で証明書を交付しています

本庁舎 1 階 税証明コーナー

本庁舎 3 階 税務課 1・2 番窓口

北会津支所※、河東支所※

各市民センター（湊、大戸、北、南、一箕、東）※

※交付できない証明書があります。詳しくは お問い合わせ先 にお尋ねください。

◆ 本人確認

申請人（窓口にお越しの方）の本人確認を行います。

マイナンバーカード、運転免許証など、本人確認書類をお持ちください。

◆ 手数料

1 件（1 通）につき 200 円です。ただし、車検用の納税証明書は無料です。

なお、各種証明書は、1 名分ずつ交付されますので、それぞれ手数料がかかります。

◆ その他注意事項

○別世帯の方による申請の場合、必ずご本人からの委任状をご準備ください。

（本市で確認できないため）転出されている場合、転出先で同一世帯であっても必要です。

ただし、車検用の納税証明書の場合、次のいずれかにより、委任状に代えることができます。

・車検証（A 4 サイズ）

・電子車検証（A 6 サイズ）及び 自動車検査証記録事項の写し

○令和 7 年度の所得・課税・控除証明書（令和 6 年中所得）は、令和 7 年 6 月 10 日から交付されます。

○納税証明書について、納税直後（最長で 3 週間程度）の場合、納税が確認できる領収書等をご持参ください。なお、クレジットカード、スマートフォン等で納税いただいた場合、領収書は発行されず、証明書に反映されるまで最長 1 ヶ月半程度かかる場合があります。

お問い合わせ先

会津若松市役所 税務課 証明担当 ☎0242-39-1222（直通）

2 郵送請求される場合

次の(1)~(4)を **あて先** へご郵送ください。

(1) 申請書

会津若松市役所のホームページ「申請書ダウンロード 税」より、必要な申請書（及び委任状）をダウンロードいただけます。印刷後、必要事項をご記入ください。

- ① 必要な証明書の名称、年度（令和〇〇年度(令和〇〇年中)）、枚数
- ② 申請人の現在の住所、氏名、日中の連絡先電話番号
- ③ 証明書が必要な人の 現住所（転出されている場合は旧住所もご記載ください）、氏名、生年月日
- ④ 証明書の使用目的（提出先）
- ⑤ **軽自動車税納税証明書のみ** 対象車両の標識番号（ナンバー）

なお、①~④（軽自動車税納税証明書の場合は①~⑤）の内容が記載されている場合、任意様式でもご申請いただけます（便箋等の用紙でも構いません）。

(2) 本人確認書類の写し

マイナンバーカード、運転免許証など、本人確認書類のコピーを同封してください。

(3) ^{ていがくこがわせ}定額小為替証書【手数料】

証明書発行手数料は、1件（1通）につき200円です。ただし、車検用の納税証明書は無料です。

郵便局 で、手数料分の ^{ていがくこがわせ}**定額小為替証書** をご購入ください。

定額小為替証書の受取人欄等、何も記載せずに同封してください。なお、各種証明書は、1名分ずつ交付されますので、それぞれ手数料がかかります。

(4) 返信用の封筒

あて名等を明記し、郵便切手^{*}を貼った封筒を同封してください。

^{*}定形封筒 50g未満の普通郵便=110円切手。定形封筒 50g未満の速達=410円切手。

その他注意事項

○別世帯の方による申請の場合、必ずご本人からの**委任状**を同封してください。

（本市で確認できないため）転出されている場合、転出先で同一世帯であっても必要です。

ただし、車検用の納税証明書の場合、次のいずれかにより、委任状に代えることができます。

- ・車検証（A4サイズ）
- ・電子車検証（A6サイズ）及び 自動車検査証記録事項の写し

○相続人による申請の場合、被相続人と相続人の続柄が分かる戸籍謄本等を同封してください。

○固定資産に関する証明書について、賦課期日（1月1日）の後に所有者となられた場合、所有権の移転が確認できる登記事項証明書等を同封してください。

○納税証明書について、納税直後（最長で3週間程度）の場合、納税が確認できる領収書等（コピー可）を同封してください。なお、クレジットカード、スマートフォン等で納税いただいた場合、領収書は発行されず、証明書に反映されるまで最長1ヶ月半程度かかる場合があります。

あて先・お問い合わせ先

〒965-8601 …会津若松市役所専用郵便番号です（住所の記載は不要です）。

会津若松市役所 税務課 証明担当 あて ☎0242-39-1222（直通）